

## 令和3年第7回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月28日（水）  
午後1時30分から午後2時50分
2. 開催場所 西海公民館 2階講堂
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員 （18人）

|      |      |    |     |      |    |    |      |    |    |
|------|------|----|-----|------|----|----|------|----|----|
| 会 長  | 1 番  | 岩崎 | 信一郎 |      |    |    |      |    |    |
| 会長代理 | 2 番  | 松本 | 千代治 |      |    |    |      |    |    |
| 委 員  | 3 番  | 山口 | 隆   | 4 番  | 谷脇 | 文弘 | 5 番  | 松崎 | 常俊 |
|      | 6 番  | 津口 | 祐二  | 7 番  | 岸本 | 六郎 | 8 番  | 白石 | 幸憲 |
|      | 9 番  | 福田 | 務   | 11 番 | 瀬川 | 洋子 | 12 番 | 浦口 | 大輔 |
|      | 13 番 | 辻尾 | 政幸  | 14 番 | 朝長 | 久夫 | 15 番 | 宮崎 | 壽治 |
|      | 16 番 | 水嶋 | 政明  | 17 番 | 葉山 | 静子 | 18 番 | 知念 | 近海 |
|      | 19 番 | 田中 | 初治  |      |    |    |      |    |    |
5. 欠席委員（1人）

|      |    |   |
|------|----|---|
| 10 番 | 葉山 | 諭 |
|------|----|---|
6. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第32号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第33号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について  
議案第34号 非農地通知の対象とすることの決定について
  - 報告事項 農地の転用事実に関する照会について  
転用許可不要案件届出について
7. 事務局 事務局長：浦野幸征 局長補佐：神浦真吾 主査：谷内美佳  
主任主事：本田美春
8. 会議の概要  
事務局 只今から令和3年西海市農業委員会第7回総会を開会いたします。  
出席委員は在任委員19名中18名で、定足数に達しておりますので総会

は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、13番：辻尾委員、14番：朝長委員にお願いいたします。

議長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

まず、議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について「1番」について説明いたします。資料は2頁となります。物件は西海町横瀬郷字ヒエ田の畑1筆452㎡の申請となります。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、「昭和30年代に交換分合により譲渡していたが、権利移転登記を行っていなかったことが判明した。今回正式に権利移転を行うことに合意したため申請手続きを行うもの。」となっています。権利種別は「所有権移転 贈与」となっています。譲り渡し人の父から譲り受け人の父へ農地の交換分合の政策により譲渡し耕作を行っていたが、権利移転の登記が行われていなかったことが判明した。交換分合を証する当時の証拠書類等は存在していないが、申請者間で権利移転登記を行うことで合意に至ったため、贈与による所有権の移転を行うこととなり、今回の申請手続きに至ったと聞いております。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は1頁及び3頁から6頁までで、1頁に位置図、3頁に付近状況図、4頁に現況写真、5頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。6頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は申請人の自宅から約1kmの位置に

あり、車で約5分以内のところに申請地がある状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただいま説明がありました1番につきまして、13番委員、補足説明をお願いします。

13番 　　13番委員です。本件は申請事由のとおり、だいぶ以前から現在まで譲り受け人が耕作しており、何も問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 　　ただ今、議案第29号の1番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。  
よって、議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　　続きまして、2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　　「2番」について説明いたします。資料は7頁となります。物件は西海町面高郷字ウグメの畑1筆 2,147㎡と同郷字池ノ原の畑1筆 1,588㎡の計2筆 3,735㎡の申請となります。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、許可あり次第、売買による所有権移転を行うとなっております。譲り渡し人と譲り受け人の父の間で使用貸借契約により耕作を行っていたが、譲り渡し人が高齢なこと等の理由から、譲り受け人の世帯に譲渡することについて相談があった。今回、売買による権利移転について合意に至ったため、今回の申請手続きに至ったと聞いております。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっております。関係資料は1頁及び8頁から12頁までで、1頁に位置図、8頁に付近状況図、9頁に現況写真、10頁・11頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。12頁は航空写真で、赤枠で

囲まれた部分が申請地です。申請地は申請人の自宅から約 2.1 k m の位置にあり、車で約 4 分のところに申請地がある状況です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 2 番につきまして、9 番委員、補足説明をお願いします。

9 番 9 番委員です。24 日午後から、地元推進委員と申請人と 3 人で、現場を確認してきました。この物件は去年 11 月に亡くなった申請人のお父さんが生前譲り渡し人と話し合っておられましたが、それが登記にまで至らなかったもので、譲り渡し人も 84 歳と高齢であるため、この際正式に登記をして、名義替えをすることが 1 番の目的だったと聞きました。場所は西海北小学校から、寄船の方にちょっと上ったところであり、道路を挟んで隣り合わせた 2 筆の畑となっています。譲り受け人は現在 42 歳で、ここでスイカを耕作し、安定した農業をしておりますので、何の問題もないと思われます。以上です。よろしくお願ひします。

議 長 ただ今、議案第 29 号の 2 番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 29 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 2 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 30 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の 1 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 30 号農地法第 4 条の規定による許可申請についての「1 番」を説明いたします。資料は 14 頁になります。所在が西彼町小迎郷字下珍古原の畑・計 1 筆・1,112 m<sup>2</sup>で利用状況は果樹園となっています。申請地の地番・申請人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は収入確保のため、申請地を利用して長屋住宅を建築し、賃貸住宅経営を行なうもの、となっています。令和 3 年 2 月の総会にて農用地区域から除外申請を行った案件となっています。

添付資料は、13 頁及び 15 頁から 22 頁までで、13 頁に位置図、15 頁に付近状況図、16 頁に現況写真、17 頁に字図、18 頁に航空写真を添付しています。19 頁に被害防除計画書、20 頁に土地利用計画図、21 頁に平面図、22 頁に立面図を添付しています。木造 2 階建て長屋 1 棟 10 戸、床面積 573.59 m<sup>2</sup> (建築面積 295.38 m<sup>2</sup>・1 F 278.21 m<sup>2</sup>、2 F 295.38 m<sup>2</sup>) と駐輪場 1 箇所 9 m<sup>2</sup>を建築、駐車場 18 台、380.87 m<sup>2</sup>を整備する計画となっています。19 頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う、最高 1.61m、最低 0 m。切土を行う、最高 1.86m、最低 0 m。被害防除措置として擁壁を設ける、防護柵を設ける。被害防除措置の内容又は被害発生の恐れがない理由として、工事の際には仮囲いを設けて施工を行うため、土砂の流出または崩壊その他被害を発生させる恐れはありません。農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、雨水排水は水路放流、汚水処理、生活雑排水は合併浄化槽処理、処理水の放流は水路となっています。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置として、緑地・緩衝地を設ける、幅約 1 m～3.07m 程度。建物の高さを加減する高さ 7.6m 程度。被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として、建物の高さは約 7.6m とし、隣接農地へは約 1 m から 3.07m 程度の緩衝地を設けるため、被害の恐れはありません。工期は許可日から令和 4 年 3 月 31 日を予定しています。小迎土地改良区との打合せも行っているとのことでした。農地区分について、申請地は市道や里道や宅地や農地に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただいま説明がありました 1 番につきまして、15 番委員、補足説明をお願いします。

1 5 番 　　15 番委員です。7 月 24 日に、小迎郷の現地で 10 番委員から事情を聞いてきました。現地は、1 反ちょっとのミカン畑ですけれども、事務局からの説明にもありましたように、2 月の農業委員会にかけて、農用地区域から除外することが承認されておりました。今回ここに 1 棟 10 戸のアパートを建設するものです。前回 2 月時点では 2 棟を建設する予定だったそうですけれども、今回変更になった模様です。資料の 14 ページに書かれているとおり、収入確保のためというのは当然としまして、地主がちょっと体調不具合ということもありますので、本計画が順調に進むことを私としては希望しております。以上よろしく願います。

議 長 　　ただ今、議案第 30 号の 1 番について説明がありました。

これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 30 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、2 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 「2 番」を説明いたします。資料は 23 頁になります。所在が西海町太田和郷字大久保の畑・計 2 筆・762 m<sup>2</sup>で利用状況は果樹園となっています。申請地の地番・申請人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は農作業の効率化と作業環境改善のため、申請地に農業用倉庫を建設するものとなっています。添付資料は、13 頁及び 24 頁から 30 頁までで、13 頁に位置図、24 頁に付近状況図、25 頁に現況写真、26 頁に字図、27 頁に航空写真を添付しています。28 頁に被害防除計画書、29 頁に土地利用計画図、30 頁に平面図・立面図を添付しています。鉄骨造平家建、農業用倉庫 1 棟と作業用の広場を整備する計画となっています。28 頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置として土留め工事を行う。被害防除措置の内容又は被害発生の恐れがない理由として、周辺農地と高低差があり特段被害を及ぼす恐れはない。農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、雨水排水は自然流下、汚水処理、生活雑排水は発生しないとなっています。河川管理者等との協議内容は雨水等の自然流下のみで、特段被害の恐れはない。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置として、敷地を舗装し土砂等の流出を防止する、となっています。工期は許可日からと表記していますが、令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日を予定しています。農地区分について、申請地は農業振興区域内の農地ですが、先般農業用施設用地へ用途区分変更の届出を行い、令和 3 年 7 月 20 日西海市告示第 60 号にて農業用施設用地に用途区分変更（軽微な変更）されています。事務局からの説明は以上です。

議 長 2 番につきまして、5 番委員、補足説明をお願いします。

5 番 5 番委員です。23 日に、私と 17 番委員と地元推進委員、それと申

請人にも何とか来てもらいまして、現地を確認しました。ここは以前から私に相談があっており、息子さんが帰って来てから規模拡大をしてきましたので、収穫時のピークには倉庫が足りないような状況になるのではという思いがありました。27ページの航空写真を見てもらいたいと思いますが、この付近はほとんど申請者のミカン畑で、現在は幼木が多いですが、将来的には多分倉庫が足らなくなるのではと私も考えています。息子さんも一生懸命やっておられ、何も問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 　　ただ今、議案第 30 号の 2 番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。よって、議案第 30 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の 2 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　　続きまして、議案第 31 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 　　議案第 31 号農地法第 5 条の規定による許可申請についての「1 番」を説明いたします。資料は 32 頁となります。物件の所在は、大瀬戸町瀬戸檜浦郷字別当前ノ谷の田・計 1 筆・1,263 m<sup>2</sup>の申請となっています。譲り渡し人及び譲り受け人については、議案書記載のとおりです。使用目的は「車両旋回場及び職員福利厚生施設」、移転の事由は「製品機器等搬出の際の大型トレーラー等の進入旋回場及び職員運動場設置のため」となっています。権利内容は「所有権移転・売買」です。添付資料は、31 頁および 33 頁から 38 頁までで、31 頁に位置図、33 頁に付近状況図、34 頁に現況写真、35 頁に字図、36 頁に航空写真を添付しています。37 頁に被害防除計画書、38 頁に土地利用計画図を添付しています。大型トレーラーの旋回エリアとして 640 m<sup>2</sup>、職員福利用運動場として 476 m<sup>2</sup>、法面として 147 m<sup>2</sup>を利用する内容となっています。37 頁にもどり、被害防除の内容は、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させる恐れを生じさせないための対策として、現状のまま利用する。被害防除措置として土留め工事をする。被害防除措置の内容または被害の発生の恐れがない理由として、一部法面に土留め工事

を施工する。周辺農地はなく、特段被害を及ぼす恐れがない。農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は無しとなっています。河川管理者等との協議内容は雨水等の自然流下のみで、特段被害の恐れはない。工期は許可日から令和3年12月31日を予定しています。申請地は里道や水路や宅地や雑種地及び耕作されていない農地に接した、農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長           それでは7番委員、補足説明をお願いします。

7 番           7番委員です。7月の23日に、土地所有者さんと会って話を聞きました。所有者本人もそこに自分の土地があるのを知らないくらい、一切携わっていなかったようです。そのような土地を申請者の方で有効に活用していただけるということであれば、何ら問題なく譲りますということでありました。それで26日に申請者である法人の専務さんに話を伺いに行ったところ、申請地は工場に隣接した土地で、これまでも荒れ放題にさせないため、申請人が草払いなどをしていたということで、きれいに管理がなされていました。今までは、大型トレーラーで品物を搬送する場合に、クレーン車を借り上げていたそうですが、トレーラーが横付け可能となれば、その分合理化できるということでした。その奥のほうになるところが職員の運動場ですが、別に建物を建てるわけじゃなく、空き地で職員がキャッチボールをする程度の運動場ということでした。現地を見る限り、工場に隣接している場所で、何ら問題はないと判断します。よろしく願いいたします。

議 長           ただ今、議案第31号の1番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長           無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長           「異議なし」と認めます。よって、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長           続きまして、議案第32号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

資料の 39 頁をお願いします。議案第 32 号農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する、となっています。

40 頁は農地利用集積計画集計表で、今回は合意解約 3 筆 3,195 m<sup>2</sup>と使用貸借権・賃借権設定（県公社借入分）一括方式分 6 筆 6,725 平方メートルが計上されています。

41 頁は合意解約分で 1 件 3 筆分 3,195 m<sup>2</sup>が計上されています。うち 2 筆は中間管理事業へ切り替え分となっています。42 頁は県公社借入分の従来分で、今回の申請はありません。43 頁は県公社借入分の一括方式分で 2 者から賃貸借する 6 筆 6,725 m<sup>2</sup>について計上されています。

今回申請があった利用集積の利用集積・配分手続き各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。契約満了分等の再契約 1 筆と中間管理事業へ切り替え分 5 筆の賃貸借契約の、計 6 筆分が今回の集積計画となっています。農業経営基盤強化促進法第 18 条の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長

県公社借入分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長

無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長

「異議なし」と認めます。よって、議案第 32 号「農用地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長

続きまして、議案第 33 号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局

資料の 44 頁をお願いします。議案第 33 号農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定により、意見を求められたので判断を求める、となっています。資料は 45 頁から 52 頁までです。45 頁は合意解約分で 5 月に受付けた

解約分 1 筆分となります。46 頁は合意解約分の明細で 1 件 5 筆分となります。耕作困難のため合意解約となりました。次の耕作者の予定があるときています。49 頁は従来分の利用配分計画の再配分で、45 頁の合意解約分の 1 件 1 筆 1,332 m<sup>2</sup>を配分した内容となっています。

47 頁は、先ほど 43 頁にて提案しました県公社の借り入れ分の土地 6 筆に対して、県農業振興公社から「3 者」に対し、賃貸借「5 年」のもの 1 筆、賃貸借「3 年」のもの 3 筆、賃貸借「9 年 3 ヶ月」2 筆、合計 6 筆、6,725 m<sup>2</sup>の各筆明細が計上されています。今回の申請者となった 4 者の担い手の経営状況につきましては、49 頁から 52 頁に資料を添付しています。

各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。

本案は農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長            それでは、従来分の 1 番の補足説明を 11 番委員にお願いします。

1 1 番            11 番委員です。5 月に 2 筆申請のあったところの隣でして、その時と地主が違いますが、3 筆一緒に借手が耕作することになりました。もう田植えが行われ、稲もよく育っています。熱心に稲作をされている方なので、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長            続きまして、一括分の 1 番の補足説明を 14 番委員にお願いします。

1 4 番            14 番委員です。これは先月 6 月に議案であがった所と同じ場所でありまして、借手はビワを植えており、よく手入れがされていますので、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長            続きまして、2 番から 6 番の補足説明を 13 番委員にお願いします。

1 3 番            13 番委員です。借手は面高の方でも面積的な規模拡大を図っており、現地では、スイカの収穫は大抵終わっているようでした。作付けをちゃんとやられているようですので、問題ないと思います。5 番・6 番の借手は針尾の方ですが、連絡をとって見たところ、果樹を中心に栽培されており、現地の方は幼木が植えられタイベックが張られており、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長            ただ今、議案第 33 号についてそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 33 号「農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について」につきましても、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 34 号「非農地通知の対象とするものの決定について」の通常分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 それでは資料の別冊の 1 頁をお願いします。議案第 34 号非農地通知の対象とするものの決定についてを説明します。今回は通常分 3 件・21 筆・18,934.48 m<sup>2</sup>と同意書分 1 件・1 筆・1,503 m<sup>2</sup>の合計 4 件・22 筆・20,437.48 m<sup>2</sup>について、審議を頂きたいと思えます。

通常分の 3 件について説明します。別冊の 1 頁 2 頁をお願いします。物件 1 番・2 番の 2 筆は西海町七釜郷の物件で、資料は 3 頁から 9 頁です。申請者は西海町七釜郷にお住いの方です。3 頁に申請地位置図、4 頁に付近近況図、5 頁に現況写真、6 頁・7 頁に字図、8 頁・9 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限り特に支障はないと判断しました。

物件 3 番から 13 番の 11 筆は西海町水浦郷、横瀬郷の物件で、資料は 3 頁および 10 頁から 24 頁です。申請者は名古屋市緑区小坂にお住いの方で、相続物件 2 筆が含まれています。西海町出身の方です。3 頁に申請地位置図、10 頁・11 頁に付近近況図、12 頁から 17 頁に対象地の現況写真、18 頁から 21 頁に字図、23 頁から 24 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、一部に現場到達が困難な場所がありましたが、現地確認を行っています。それぞれ雑木等が茂り山林・原野化しており、特に支障はないと判断しました。

物件 14 番から 21 番の 8 筆は西海町木場郷の物件で資料は 3 頁及び 25 頁から 32 頁です。申請者は西海町木場郷にお住いの方です。3 頁に申請地位置図、25 頁に付近近況図、26 頁から 27 頁に対象地の現況写真、28 頁から 30 頁に字図、31 頁・32 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分、赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、一部現場到達が困難な箇

所がありましたが、それぞれ雑木等が茂り山林化・原野化しており、特に支障はないと判断しました。

今回申請がありました対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。西海町土地改良区の受益地でないことも確認しています。事務局からの説明は以上です。

議 長            それでは、1番と2番の補足説明を5番委員にお願いします。

5 番            5番委員です。24日に私と七釜地区の推進委員と、申請者とで現地を確認に行きまして、4頁の申請地の2番は、もう山になっており、歩いて行くのも難しい状況で、上から見て問題ないと判断しました。申請地1番は畑でありましたが、道ができるときに半分が寸断され、道の法面のようになっており、草木も茂り、畑としては使えない状況であり、何も問題ないとも思いますので、よろしくお願いします。

議 長            続きまして、3番から10番の補足説明を19番委員にお願いします。

19番            19番委員です。7月2日に現地を確認しました。農業委員会事務局長も同行し、私と水浦及び川内地区の両推進委員とで確認を行いました。地区推進委員の話では、ここの田は2、3年前までは耕作されていたものの、現状ではセイタカアワダチソウが2メートルぐらいの高さまで生い茂り、これを中間管理機構に出しても恐らく借手はいないだろうという判断に達しました。ほかのところは山林化していましたので、非農地であると判定して間違いはないということで判断をしてみました。以上です。

議 長            続きまして、11番から13番の補足説明を13番委員にお願いします。

13番            13番委員です。この11番から13番も、今19番委員が補足説明をした農地と同じ申請者ですけど、現地は雑木が生い茂っており、問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長            続きまして、14番から21番の補足説明を4番委員にお願いします。

4 番            4番委員です。24日に申請地を見に行きました。申請地14、15、16、19番は雑木と竹で、中に入ることが出来ませんでした。申請地17、18番は雑木と萱が生えておりまして、原野化しておりました。それと、申請地20、21番は雑木が大木化しており、中に入ることが出来ましたが、薄暗くなっておりまして。耕作することは不可能と判断いたしま

した。審議のほどよろしく願います。

議 長 　　ただ今、議案第 34 号の通常分についてそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。よって、議案第 34 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の通常分 1 番から 21 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 　　続きまして、議案第 34 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 　　それでは資料の別冊 33 頁をお願いします。議案第 34 号非農地通知の対象とすることの決定についての同意書分を説明します。今回、申請者の方は 1 件、1 筆 1,503 m<sup>2</sup>となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。今回の分につきましては、平成 30 年度の農地パトロール（利用状況調査）において、B 分類の判定をしている農地を対象とし、市内の土地所有者の方に送付しています。今回返答された分のうち、7 月 1 日に受け付けた非農地通知同意書について、非農地通知の対象地として、議案として計上している状況です。

説明に入ります。物件 1 番の 1 筆は西彼町の物件です。資料は 34 頁から 36 頁までです。申請者は西彼町にお住まいの方です。

34 頁に西海市管内図、位置図の配置図資料を添付しました。赤枠内の番号「配置図 1」が 35 頁の航空写真配置図の頁番号と連動しています。配置図番号の横の丸囲み数 35 が資料の頁番号と連動しています。35 頁に航空写真配置図を添付しています。赤枠内の番号「1」が航空写真の番号「1」と連動しています。36 頁に対象地の航空写真を添付しています。航空写真内のナンバーが、申請対象地の番号と、数値が申請地の地番と連動しています。33 頁の申請地「1 番」申請地番「333 番 1」の地図等の「西彼 1」について、34 頁の配置図 1、丸囲み数「35」が 35 頁の航空写真配置図の赤枠「1」と 36 頁の西彼町下岳郷 1 の航空写真の「No. 1」、「333-1」が、それぞれ連動しています。

申請地の方ですが利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林化しており、特に支障はないという判断をいたしました

た。申請の対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。同意書分1件、1筆、1,503㎡について審議をお願いします。当月分の累計として33頁の下段に計22筆、20,437.43㎡と記載しております。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただ今、議案34号の同意書分1番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。よって、議案第34号の同意書分1番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 　　以上で、議案審議は終わります。

議 長 　　次に報告事項について事務局をお願いします。

事務局 　　報告事項の説明を行います。資料は別冊37頁から55頁となります。今回は農地の転用事実の確認（地目変更登記）の照会2件と農地転用許可不要案件届1件について報告します。

別冊の38頁をお願いします。農地の転用事実の照会（地目変更登記）について説明します。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会がありました。

1件目は、令和3年7月2日付け日記第283号分です。受付は7月5日となります。申請物件は西海町横瀬郷字土井ノ浦の畑、計1筆、135㎡について照会があり、令和3年7月8日に農業委員、農地利用最適化推進委員、計3名と農業委員会事務局1名で現地確認を行い、同日付で非農地である旨回答を行いましたので報告するものです。関係資料は37頁および39頁から42頁となります。37頁に位置図、39頁に付近近況図、40頁に申請地の現況写真、41頁に字図、42頁に航空写真を添付しております。本件は畑から宅地へ地目変更申請を行った案件で、申請の通り非農地として回答いたしました。

次に別冊の43頁をお願いします。2件目は、令和3年7月6日付け日記第306号分です。受付は7月7日となります。申請物件は西海町面高郷字神ノ山の畑、計1筆、計1,926㎡について照会があり、令和3年7月8日に農業委員、農地利用最適化推進委員、計3名と農業委

員会事務局 1 名で現地確認を行い、同日付で非農地である旨回答を行いましたので報告するものです。関係資料は 37 頁および 44 頁から 47 頁となります。37 頁に位置図、44 頁に付近近況図、45 頁に申請地の現況写真、46 頁に字図、47 頁に航空写真を添付しております。本件は畑から雑種地へ地目変更申請を行った案件で、申請の通り非農地として回答いたしました。

続きまして、別冊の 49 頁をお願いします。農地転用許可不要案件届 1 件について報告します。48 頁は許可不要案件の位置図です。49 頁の農地転用許可不要案件届 1 について説明いたします。本件は携帯電話用無線基地局の設置を目的としたもので、申請地は大島町字扇谷の畑、1 筆の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。申請地の面積 101 m<sup>2</sup>のうち 21 m<sup>2</sup>を携帯電話無線基地局建設用地として使用する申請となっています。工期は令和 3 年 8 月 1 日から同年 10 月 31 日を予定しています。関係資料は 48 頁及び 50 頁から 55 頁までで、48 頁に位置図、50 頁に付近近況図、51 頁に現況写真、52 頁に字図、53 頁に航空写真、54 頁に土地利用計画図・平面図、55 頁に立面図を添付しています。報告事項については以上です。

議 長           ただ今の報告について、皆さんから何かご意見等ございませんか。  
                  《なしの声あり》

議 長           以上で全ての審議は終了しました。  
                  皆さんのほうから何かありませんか。

議 長           無いようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。  
                  来月の総会は  
                  日時 令和 3 年 8 月 25 日(水) 午後 2 時 00 分から  
                  場所 大瀬戸コミュニティーセンター 3 階会議室

代 理           非常に暑い中、日々の活動におきましても、くれぐれも熱中症にご  
                  注意ください。これもちまして西海市農業委員会第 7 回総会を閉会  
                  いたします。お疲れ様でした。

令和3年7月28日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人